

緊急特別支援金について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、家計が急変した学生に対して、帝京大学では、緊急特別支援金を給付致します。該当者は、必要書類を期限までに提出してください。

要件 ①～③の全てを満たす者

- ①学部生または大学院生（科目等履修生、研究生除く）
- ②新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、家計が急変した者
- ③学業継続に強い意思がある者

申込期間

2020年6月22日（月）～2020年8月31日（月）

支給額

10万円（1回限り）

提出書類

- ①緊急特別支援金申込書（ポータルサイト参照）
- ②保護者の収入の減額が分かる書類
- ③学生証のコピー
- ④保護者の振込口座の通帳のコピー（名義、金融機関名、支店名、口座番号が分かる部分）

その他注意事項

- ・休学中、退学予定者は対象外
- ・本学の他の奨学金や授業料減免との併用は不可
- ・本学の「緊急特別修学支援金」（5万円）給付との併用は可
- ・留学生で、授業料減免を受けている者は対象外
- ・申込期限終了後は、受付不可

手続き方法などは、ポータルサイトを通じてご連絡しますので、ご確認ください。